

京都市告示第238号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年7月13日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科勸修寺経38号線	山科区勸修寺小松原町64番地地先から同町55番地地先まで	告示の日
山科勸修寺経39号線	山科区勸修寺小松原町59番地地先内	同上
崇仁経7号線	下京区川端町6番地の3地先から同町22番地の2地先まで	同上
崇仁経40号線	下京区上之町19番地の32地先から同区西之町240番地地先まで	同上
崇仁緯1号線	下京区郷之町14番地の1地先から同区小稲荷町2番地の2地先まで	同上
崇仁緯8号線	下京区郷之町97番地の2地先から同町150番地の11地先まで	同上
崇仁緯11号線	下京区下之町10番地の2地先から同区上之町14番地の51地先まで	同上
崇仁緯17号線	下京区川端町22番地の4地先から同町19番地の3地先まで	同上
嵯峨経73号線	右京区北嵯峨洞ノ内町20番地地先内	同上
嵯峨経100号線	右京区北嵯峨八丈町26番地地先内	同上
横大路緯43の2号線	伏見区横大路芝生18番地の1地先から同町14番地地先まで	同上
横大路緯44号線	伏見区横大路下三栖梶原町12番地地先から同町13番地の2地先まで	同上

横大路緯45号線	伏見区横大路下三栖辻堂町80番地の1地先から同町62番地の3地先まで	同 上
横大路緯46号線	伏見区横大路下三栖梶原町14番地の1地先から同町15番地地先まで	同 上
横大路緯47号線	伏見区横大路下三栖梶原町16番地地先から同町17番地地先まで	同 上
横大路緯48号線	伏見区横大路下三栖梶原町17番地地先から同町28番地地先まで	同 上
横大路緯49号線	伏見区横大路下三栖梶原町20番地地先から同町21番地地先まで	同 上
横大路緯50号線	伏見区横大路下三栖梶原町19番地地先から同町29番地地先まで	同 上
横大路緯51号線	伏見区横大路下三栖梶原町21番地地先から同町23番地、78番地合地地先まで	同 上
横大路緯52号線	伏見区横大路下三栖宮ノ後6番地地先から同町9番地の3地先まで	同 上
横大路緯53号線	伏見区横大路下三栖梶原町79番地の1地先から同町24番地の1地先まで	同 上
横大路緯54号線	伏見区横大路下三栖南郷2番地地先から同町15番地地先まで	同 上
横大路緯58号線	伏見区横大路下三栖梶原町7番地地先から同町63番地の1地先まで	同 上
横大路緯59号線	伏見区横大路下三栖辻堂町78番地地先から同町79番地の1地先まで	同 上

(建設局土木管理部道路明示課)